鹿児島県公報

平成31年3月29日(金)第3506号の14



発 行 鹿 児 島 県 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
 編 集 総務部学事法制課定例発行日(毎週火,金)

目 次

(※については例規集登載事項)

ページ

告

○非常勤職員の報酬の支給日の一部改正(※)

(人事課取扱い) 1

○非常勤職員のうち、報酬の額について知事が定めるものの額の一部改正(※)

(人事課取扱い) 1

○鹿児島県造林事業補助金交付要綱を廃止する要綱(※)

(森林経営課取扱い) 2

告示示

鹿児島県告示第328号

昭和62年4月1日鹿児島県告示第629号(非常勤職員の報酬の支給日)の一部を次のように 改正し、平成31年4月1日から施行する。

平成31年3月29日

鹿児島県知事 三反園訓

表中「 | 共生・協働推進専門員 | 翌月7日 | 」を | 学生相談員 | 翌月7日 | 共生・協働推進専門員 |

「産業廃棄物適正処理監視指導員

示

に, 「産業廃棄物適正処理監視指導員」を PCB適正処分推進員 に, 「パーキン 医師確保対策事務補助員 」

グパーミット制度推進員」を 発達障害者支援アドバイザー」 に, 「非常勤作業療法士」

「非常勤作業療法士 を「非常勤歯科医師」」に、「職業指導員」を「職業指導員」に、「防災研修センタ 大財確保育成推進員」に、「防災研修センタ

「防災研修センター管理補助員」に、「特別支援学校看護師」を「特別支援 ・非常勤電話交換手」に、「特別支援学校看護師」を「特別支援

学校看護師
に、「文化財調査員」を「文化財調査員」に、「保健 学校就労支援コーディネーター」 「文化財調査員」を 文化財保護指導委員」 に、 臨床

指導員 「用地調査員 「用地調査員」 に改める。 心理相談員」 「保健指導員」に,「用地調査員」を 臨床心理相談員」

鹿児島県告示第329号

平成17年3月29日鹿児島県告示第497号(非常勤職員のうち、報酬の額について知事が定めるものの額)の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から施行する。

平成31年3月29日

鹿児島県知事 三反園訓

表総務部の部中

かごしま県民交流センター館長 月額 550,000円以内

を

鹿 児 島 県 公 報 平成31年3月29日(金)第3506号の14

Γ			
'	学生相談員	1 時間につき3,400円以内	
	かごしま県民交流センター館長	月額 550,000円以内	

に改め、同部交通事故相談員の項中「又は日額7,930円以内」を削り、同表企画部の部統計調査員の項中「7,130円」を「7,190円」に改め、同表環境林務部の部県営林管理補助員の項及び鳥獣保護管理員の項中「5,710円」を「5,880円」に改め、同部鳥獣保護管理員の項の次に次のように加える。

PCB適正処分推進員	日額 7,080円以内
------------	-------------

表くらし保健福祉部の部中

医療給付専門指導員	日額 12,680円以内	
-----------	--------------	--

を

医師確保対策事務補助員	日額 7,080円以内
医療給付専門指導員	日額 12,680円以内

に改め、同部こども総合療育センター非常勤看護師の項中「7,180円」を「7,190円」に改め、同部パーキングパーミット制度推進員の項の次に次のように加える。

発達障害者支援アドバイザー	日額 12,680円以内
---------------	--------------

表くらし保健福祉部の部非常勤作業療法士の項の次に次のように加える。

非常勤歯科医師 日額	13,570円以内
--------------	-----------

表商工労働水産部の部職業能力開発校寮監の項の次に次のように加える。

, Bl -/ /B /- /- /- /- /- /- /- /- /- /- /- /-	→ →	
		7 810円以内
		(, 810 PL)
人財確保育成推進員	日額	1,010円从円

表危機管理局の部中「危機管理局」を「危機管理防災局」に改め、同表出納局の部に次のように加える。

-		
非常勤電話交換手	日額	6,800円以内
乔伟 刧电前父换于	日假	0,000円以内

表教育委員会の部学習指導員の項中「3,170円」を「3,180円」に改め、同部学校医の項中「19,500円」を「20,900円」に改め、同部学校薬剤師の項中「15,500円」を「15,600円」に改め、同部特別支援学校看護師の項の次に次のように加える。

特別支援学校就労支援コーディネーター	日額 6,800円以内
--------------------	-------------

表教育委員会の部臨床心理相談員の項を削り、同表選挙管理委員会の部選挙長の項及び選挙分会長の項中「10,700円」を「10,800円」に改め、同表各部・各種委員会共通の部非常勤警備員の項中「5,710円」を「5,880円」に、「8,660円」を「8,910円」に改め、同部に次のように加える。

表前各項に定めのない附属機関の構成員の部附属機関の長の項中「11,200円」を「11,100円」 に改める。

鹿児島県告示第330号

鹿児島県造林事業補助金交付要綱を廃止する要綱を次のように定めた。 平成31年3月29日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県造林事業補助金交付要綱を廃止する要綱 鹿児島県造林事業補助金交付要綱(昭和63年鹿児島県告示第643号)は、廃止する。

鹿児島県公報 平成31年3月29日(金)第3506号の14

附則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に鹿児島県補助金等交付規則(昭和63年鹿児島県規則第1号)第4条の規定による交付の決定がなされた補助金については、なお従前の例による。